

議案第37号

里庄町小児医療費給付に関する条例の一部改正について

里庄町小児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年6月10日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

指定訪問看護を受けた方の窓口負担の軽減を図るため、平成26年10月1日以降の指定訪問看護に係る医療費を原則として指定訪問看護事業者に直接支給する改正等所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成26年6月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町小児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

里庄町小児医療費給付に関する条例（昭和48年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外の医療保険各法の」を「健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の規定による被保険者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による組合員並びに国民健康保険法以外の医療保険各法の」に改める。

第7条中「若しくは診療所又は薬局」を「、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。